

# 洞爺湖町行財政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 行財政運営の改善、合理化を推進し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、洞爺湖町行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置き、行財政改革推進本部会議（以下「本部会議」という。）及び行財政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）をもって構成する。

(所掌事項)

第2条 本部会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及びその推進に関すること。
- (2) 行政改革大綱の推進状況及び推進効果の公表等に関すること。
- (3) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

2 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部会議の所掌事項に関すること。
- (2) 行政改革実施計画（集中改革プラン）の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前号の計画に掲げる行政評価制度及び職員提案制度の導入に関すること。
- (4) 第2号の計画に掲げる実施項目のうち、全庁的な検討を必要とする事項についての調査、研究等に関すること。
- (5) 本部会議からの特命事項に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行財政改革に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は、町長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副町長をもって充てる。
- (3) 本部員は、教育長、部長職及び課長職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長、副本部長及び課長職を除く本部員をもって組織する。

2 本部会議の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。ただし、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長がこれを代理する。

3 本部長が必要と認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(推進委員会)

第6条 推進委員会は、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 推進委員会は、副本部長が必要に応じて招集し、副本部長が議長となる。ただし、副本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、教育長がこれを代理する。

3 副本部長が必要と認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(補助組織等)

第7条 副本部長は、第2条第2項第3号に規定する事項の一部を実施させるため各課等に行革担当を置き、同項第4号に規定する事項について調査、研究等をさせるため必要と認めるときは、行財政改革推進班を置くことができる。

(庶務)

第8条 本部会議及び推進委員会の庶務は、企画防災課行財政改革推進室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年8月28日から施行する。